

平成29年 壱岐市議会定例会 6月会議会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成29年6月21日 午前10時00分開議

日程第1	議案第40号	公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第41号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第42号	壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第43号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第44号	大島辺地(変更)、勝本辺地(変更)、芦辺浦辺地(変更)、箱崎本村辺地(変更)、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及びび仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第45号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第46号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第47号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	陳情第1号	法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第10	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 赤木 貴尚君

2番 土谷 勇二君

3番	呼子 好君	4番	音嶋 正吾君
5番	小金丸益明君	6番	町田 正一君
8番	市山 和幸君	9番	田原 輝男君
10番	豊坂 敏文君	11番	中田 恭一君
12番	久間 進君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	今西 菊乃君
16番	鵜瀬 和博君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。西日本新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第40号～日程第9. 陳情第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、議案第40号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定についてから、日程第9、陳情第1号法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情まで、9件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおりに決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第40号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について、原案可決。

議案第46号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第47号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおりに決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号、平成29年6月12日付託。法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情。審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見、下記のとおりです。

措置として市長へ送付。

委員会意見。長崎県の法令違反等通報制度に準じて、壱岐市法令違反通報制度に関する要綱を平成29年4月1日から施行している。要綱第3条第1項に「通報の窓口は、あらかじめ市長が選任する弁護士とする。」となっており、現在、顧問弁護士を専任しているが、顧問弁護士ではなく、顧問弁護士以外の弁護士を検討されたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げます。質疑はありませんか。

4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 陳情第1号の採択について質問をいたします。

これは、委員会として当然の責務であると考えております。こうした市の顧問弁護士と同じ弁護士を選任するとか、言語道断であります。内部告発制度等の機能を発揮しない。こうした弁護士の選任に関しては、事務当局はもっと緊張をもって対応をしていただきたい。これは、長崎県から勧告があつておるはずであります。こういうことがあつてはならない。

以上のことを申し上げたい。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員、それは、質疑じゃなくて意見ですね。ということで。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） おはようございます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第41号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第42号壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第43号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第44号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。

要望第1号小島及び元小島ほかの環境整備に関する要望は、さらに慎重な調査に時間を要するため、継続審査とした。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

[産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇]

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。豊坂敏文予算特別委員長。

[予算特別委員長（豊坂 敏文君） 登壇]

○予算特別委員長（豊坂 敏文君） 予算特別委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）、審査の結果、原案可決。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

[予算特別委員長（豊坂 敏文君） 降壇]

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

次に、議案第40号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第40号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第41号壱岐市附属機関設置条例の一部改

正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第42号壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第43号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第44号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第46号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第47号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願

ます。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、陳情第1号法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情は、採択することに決定しました。

日程第10. 議員派遣の件

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、日程第10、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条によりお手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。6月会議において採決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（鵜瀬 和博君） ここで、白川博一市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川博一市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 平成29年壱岐市議会定例会6月会議の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、6月7日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、また、さまざまな御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、議員の皆様には、本6月会議が、本任期中の四半期ごとの会議としては最後の会議となります。今期限りで御勇退され、後進に道を譲られる方、次期選挙に再び立候補の決意をされてある方もいらっしゃいます。皆様の今任期中を振り返りますと、平成25年7月21日の市議会

議員選挙において市民の皆様への付託を受け、見事御当選され、今日まで壱岐市の振興発展、そして本市がかかえるさまざまな課題の解決に御尽力をいただいたところでございます。

常々申し上げておりますように、市民の皆様への暮らしの向上のため、壱岐市をよくしよう、活性化させようという志は、お互いに同じであります。議員の皆様方と議論を尽くし、叱咤激励をいただきながら、この4年間、市政運営に全力で取り組んでまいりました。

おかげをもちまして、平成27年4月1日、壱岐市民病院の長崎県病院企業団への加入、本年4月からの有人国境離島法の施行を初め、27年10月1日には特別養護老人ホームの経営移譲、また、平成28年10月1日には、こころ医療福祉専門学校壱岐校の開校など、取り組んできた重要な事業の多くが実を結びました。

また、中学3年生までの医療費の無料化等、福祉、教育の充実、第1次産業、観光振興など、各種振興策についても、一步一步着実に前進をいたしております。このことは、市民の皆様、そして議員の皆様の多大な御理解、御協力の賜物であり、ここに改めて感謝を申し上げます。

今回、御勇退される議員の皆様には、これまでの御指導、御協力に対し、心から敬意と感謝を申し上げますとともに、健康には十分御留意され、今後とも、市政に対し御指導賜りますようお願いを申し上げます。また、次期選挙に臨まれる皆様には、御検討をお祈りいたしますとともに、選挙期間中、厳しい暑さも予想されますので、くれぐれも健康には御留意されるようお願いを申し上げます。

さて、皆様に御報告でありますが、平成24年度から務めてまいりました全国離島振興協議会会長につきまして、本年5月31日をもって、また日本離島センター理事長をあさって6月23日に退任いたします。この在任5年の間におきまして、離島振興法の改正延長、有人国境離島法の制定、そして離島振興法施行60周年記念事業、日本離島センター開設50周年記念事業という大きな仕事をさせていただきました。関係皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも、離島振興に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御理解賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨夜は久しぶりの恵みの雨となりましたけれども、渇水の状況を大変危惧いたしております。一方で、豪雨災害にもしっかりとした対応が求められます。市民の皆様には、節水につきまして御協力をよろしくお願い申し上げますとともに、大雨にも御注意を願うところでございます。夏本番を間近に控え、これから壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さが予想されます。熱中症対策など、健康に十分御留意され、市民の皆様が日々健やかに過ごされますことを心からお祈り申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、平成29年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鶴瀬 和博

副 議 長 今西 菊乃

署名議員 小金丸益明

署名議員 町田 正一

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員